

日本特殊陶業健康保険組合からのお知らせ

被扶養者の資格調査(検認)ご協力のお願い

—— 定期的に資格調査を実施します ——

日本特殊陶業健康保険組合(以下「当健保組合」)では、下記要領で令和5年度分の被扶養者の資格調査(検認)を実施しますので、調査書類の提出についてご協力をお願いいたします。

また、本業務については「株式会社 法研中部」へ委託をしております。

問い合わせや督促のため、委託先よりご連絡させていただく場合がございますので、予めご了承ください。



- 資格調査を公平かつ厳正に行うために、当健保組合が指定する公的な証明書等のご提出をお願いいたします。
- 書類の作成費用等、資格調査の**手続きに要する費用は、調査対象者の個人負担となりますので、ご了承ください。**
- 書類は令和5年7月1日以降発行のものが有効となります。
- 提出いただいた書類は返却できません**ので提出前に控えをおとりください。

※本調査においてご報告いただく個人情報に関しては、今後の適正な認定および資格確認のために使用するもので、当該業務の目的以外に使用することはありません。

被扶養者の資格調査(検認)実施要領

調査対象者

16歳以上の被扶養者(令和5年4月1日時点の年齢)

【但し、以下の被扶養者は対象外です】

- ① 令和5年6月1日以降に扶養になった方
- ② 令和5年8月末までに75歳に到達する方
- ③ 令和5年8月末までに資格喪失(除外)する方

提出書類

- ① 「被扶養者確認調書」(以下「確認調書」)
- ② 該当の必要書類一式

提出期限

令和5年8月10日(木) 必着

※令和5年7月4日時点のデータをもとに、令和5年7月11日現在で
発送させていただいております。

提出方法

同封の返信用封筒を使用し、(株)法研中部へ郵送

お問い合わせ先

日本特殊陶業健康保険組合資格調査専用コールセンター

TEL:0120-206-286【無料通話】平日のみ 9:00~17:00

※会社が休業日の場合でも、コールセンターの営業については暦通りとなります。

※IP電話など、一部の電話機からつながらない場合があります。

個人情報の取り扱いにつきましては、当健保組合ホームページの「個人情報保護について」でご確認ください。

<https://ngkntk-kenpo.or.jp/policy>

■世帯全員の住民票(学生以外)

住民票には「個人票」と「世帯全員」の2つの種類があります。家族構成確認のために「世帯全員」の住民票の提出をお願いします。また、続柄を確認するため、必ず**続柄の記載のあるもの**を取得してください。なお、**個人番号(マイナンバー)の記載がある証明書類はお取り扱いできません。**

※令和5年7月1日以降発行のもの

※調査対象者が別居の場合は別居先の世帯全員[原本]で、続柄・筆頭者氏名があるものをご取得ください

※複数の対象者がいて同居の場合は1世帯1部で可

○ 世帯全員 ✕ 個人票

※世帯全員の住民票については、調査対象者の学生の子や調査対象者以外の方も記載されますが、ご取得いただいたものをそのままご提出ください

別居の場合は**筆頭者氏名**が記載されているもの
※省略不可

全
員
提
出

■所得証明書(学生以外)

収入がない方もお忘れなく!!

令和5年度所得証明書(非課税または課税証明書)は収入の無い方も必須提出書類です。無職・無収入の方も市区町村役場で取得のうえ、必ずご提出ください。

※令和5年7月1日以降発行のもの

令和4年1月~12月の期間に収入がない方が所得証明書を入手する際は、下記**ゼロ円申告***にて「金額記載省略の無い証明書」を入手してください。なお、**市区町村によって「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」など名称が異なります**のでご注意ください。



*ゼロ円申告の依頼方法

申告する場所

市区町村役場の本庁の窓口です。
(注) 駅前分室や出張所・コンビニ・自動交付機などではゼロ円申告はできません。

持参するもの

印鑑と運転免許証など本人確認書類

2

▼ゼロ円申告依頼の際は、下記要旨の依頼文を切り取って市区町村役場にご提出ください▼



市区町村役場
「所得証明書」の交付窓口ご担当者様

日本特殊陶業健康保険組合
(公印省略)

所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)

健康保険組合の被扶養者加入資格更新における収入証明を使用目的として『直近1年分の所得証明書』の交付を申請いたします。

証明の対象者が「専業主婦等により無収入」である場合には、『所得金額欄に記載省略のない¥0表記のある』証明書の交付をお願いいたします。

つきましては、交付申請者に対し、『ゼロ円申告』をご案内くださいますようお願いいたします。

- 確認調書が2枚以上入っている場合もあります。
- 記入する部分をわかりやすく青色にしています。



学生の方は、職業欄の「(4)学生」に☑チェックをし、学生証(コピー)のみ提出



【被扶養者確認調書】

▼下記の対象者について該当事実と相違ありません。印字項目に訂正がある場合は、赤字二重線を引いて余白に正しい情報を記入してください。

| | | | |
|------|---|------------------------------|-----------------------|
| 被保険者 | 記号・番号 123-4567 | 氏名 健保 太郎 | 電話番号 090-1234-5678 |
| 現在 | 職業等 ☑(4)学生 → 学生証(コピー)のみ提出(他の提出書類はありません) | 生年月日 昭和48年3月29日 | 年齢 50 |
| 対象者 | 氏名 健保 花子 | 生年月日 昭和48年3月29日 | 年齢 50 |
| | 職業等 ☑(1)給与所得者(パート・アルバイト等含む) ☑(2)自営業 ☑(3)無職 ☑(4)学生 → 学生証(コピー)のみ提出(他の提出書類はありません) | 続柄 妻 | 認定日 平成20年1月21日 |
| | 障害者手帳 ☑(1)無 ☑(2)有 → 認定市町村名:(名古屋市) 等級:(3)級 ※障害年金の受給はありますか ☑はい □いいえ | 備考 健保組合に申し出たい事項があれば備考欄に記入 | |
| | 削除 ☑削除該当(事由発生日 年 月 日) → ☑就職 □離婚 □基準超過 □削除申請済み ※削除手続きはこの確認調書ではできません。該当される方は健康保険組合までお問い合わせください。 | | |

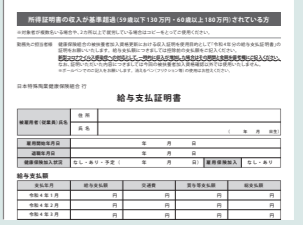
▼①～②の項目に☑チェックおよび金額等をご記入いただき、必須提出書類と対象の状況に応じて該当するすべての書類をご提出ください。

| | | | |
|---|--|---|-----------|
| 必須: | ① 世帯全員の住民票(続柄のあるもの)[原本] | 取得先 | 市区町村役場 |
| | ② 令和5年度(令和4年1月～12月分)所得証明書(非課税または課税証明書)[原本] | | |
| ※無職・無収入の方も必要(冊子P2の所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)をご利用ください) | | | |
| 1 収入状況について | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | 必要提出書類 | 取得・問い合わせ先 |
| 令和5年度所得証明書の給与収入(パート・アルバイト等含む) 130万円以上(60歳以上または障害者は180万円) 130万円未満(60歳以上または障害者は180万円) | 通勤交通費も含めてください 令和5年度見込 97万 円/年 | 令和4年1月～12月の給与明細書[コピー] または 同封の給与支払証明書[原本] 所得証明書にて金額を確認します | 勤務先 |
| 年金収入がある (1)老齢 (2)遺族 (3)障害 (4)その他 令和5年見込 97万 円/年 | 年金振込通知書[コピー] または 年金額改定通知書[コピー] | 日本年金機構 年金事務所等 | |
| 個人収入がある 総収入額 ※必要経費を控除する前の金額 令和4年分 30万 円/年 | 令和4年分確定申告書(控)[コピー] 収入簿 必要経費控除前の金額 算書[コピー] | 両方 税務署 | |
| 手当を受給している (1)雇用保険失業給付 (2)出産手当 (3)傷病手当 (4)その他 | 雇用保険受給者証[すべての面のコピー] または 支給決定通知書[コピー]など | ハローワーク等 | |
| 令和4年1月1日～退職した 以前から働いていない(右記、退職日の記入は不要です) | 退職日:(年 月 日) ※退職後、雇用保険失業給付の受給がある場合は①収入状況の「手当を受給している」に☑チェックし、必要書類を提出 | | |
| 2 同別居状況について: 被保険者と同居していますか? ※単身赴任、学生、施設入所の場合は同居扱いとなりますので「はい」 | 別居の場合は送金確認が必要 | | |
| はい (単身赴任 □ 学生 □ 施設入所) いいえ | 令和5年4月～6月の振込明細[コピー] | | 銀行等 |

学生以外の方は、各質問の回答に☑チェックと、該当箇所記入「はい」と答えた項目については右の書類を提出

令和5年度所得証明書の給与収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)を超えている方

「令和4年1月～12月の給与明細書」[コピー]または同封の「給与支払証明書」[原本]をご提出ください。
 ※氏名、支給月がわかるもの。
 ※証明日、会社名、所在地、代表者名(押印)があるもの。
 給与明細書、または給与支払証明書をご提出いただけない場合は令和4年1月1日喪失となりますのでご注意ください。

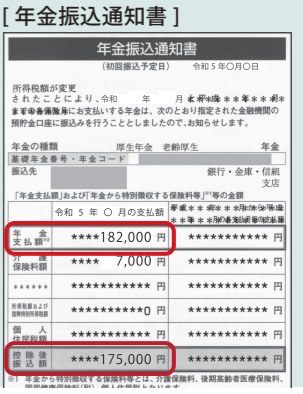


| 医療職の方 | 医療職以外の方 |
|--|--------------------------------------|
| ● 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した方 ● 新型コロナウイルス感染拡大防止の影響に伴い、一時的に収入が増加した方 | ● 新型コロナウイルス感染拡大防止の影響に伴い、一時的に収入が増加した方 |
| 「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」[原本] ※厚生労働省のホームページよりダウンロードしてください 「給与支払証明書」[原本] ※同封の書類をご利用ください | 「給与支払証明書」[原本] ※同封の書類をご利用ください |

年金収入のある方

令和5年中に発行された「年金振込通知書」[コピー]または「年金額改定通知書」[コピー]をご提出ください。
 税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』を確認します。
 ※年金源泉徴収票は不可

※遺族年金・障害年金・個人年金などを受給している場合も、ご提出ください。



紛失した場合は「日本年金機構」「年金事務所」「発行元」に再発行を依頼してください。
 (お問い合わせ先: ねんきんダイヤル 0570-05-1165)

事業収入のある方

「令和4年分確定申告書(控)」[コピー]と「収支内訳書」[コピー]または「青色申告決算書」[コピー]をご提出ください。
 『総収入額』から、当健保組合が必要経費として認められる経費を差し引いた金額を確認します。



手当を受給されている方

令和4年1月1日以降に失業給付を受けられている場合は「雇用保険受給資格者証」[すべての面のコピー]をご提出ください。
 傷病手当金等を受けられている場合は「支給決定通知書」[コピー]をご提出ください。

被保険者と別居している方

令和5年4月～6月の連続3カ月分の「振込明細」[コピー]をご提出ください。毎月継続して送金しているかを確認します。
 ※単身赴任・学生・施設入所の方は不要

誰から誰へ・いつ・いくら送金されたかが分かるもの

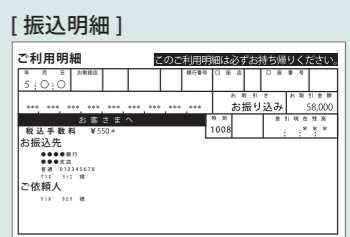
✗ 送金の一部として認められません!

- 手渡し ● 水道光熱費の領収書
 - 家賃 ● クレジットカードなどの支払明細書
- 「住民票」が同一世帯に属していない場合は同居と認められず別居扱いとなりますので、送金をしていないと扶養削除となります。

【必要な送金額について】

対象者に収入がある場合
 対象者の収入を超える金額
 例:一人暮らしの母で年金収入が月80,000円・・・必要送金額 月81,000円以上

対象者に収入がない場合
 対象者の生活が維持できると判断できる金額
 例:一人暮らしの母で無収入・・・必要送金額 月58,000円以上



※送金額等、詳細については当健保組合ホームページにてご確認ください。